

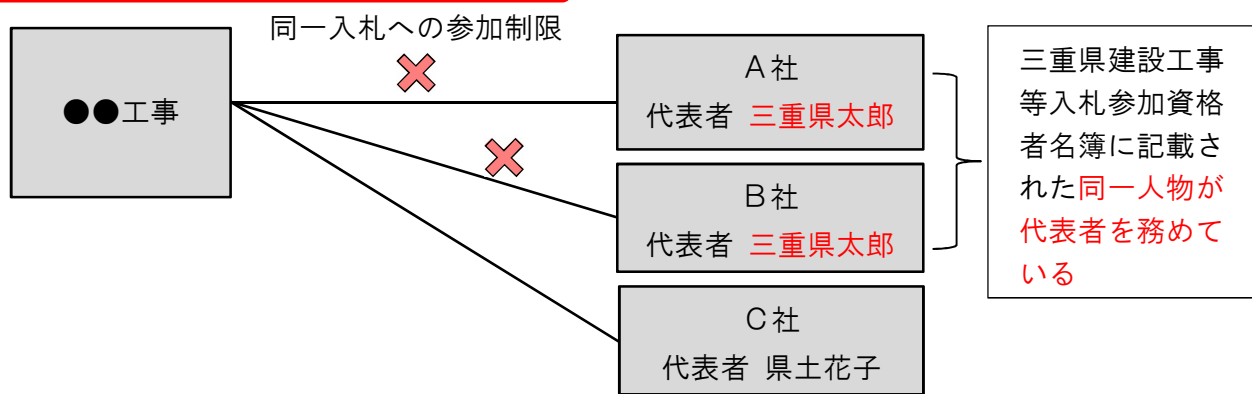
建設工事の入札に参加される皆様へ

三重県が発注する建設工事において、同一人物が代表者を務める建設業者の同一入札への参加を制限します。

同一人物が代表者を務める建設業者の同一入札への参加については、談合等の疑念が生じる可能性があるため認めないこととします。
以下の基準に該当する複数の建設業者が入札に参加した場合は、競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱います。

令和6年6月1日以降の公告案件から適用

【同一入札への参加が制限される関係】



1 実施事項

三重県が発注する建設工事において、同一人物が代表者を務める建設業者の同一入札への参加については、談合等の疑念が生じる可能性があるため認めないこととします。

同一入札に参加する複数の建設業者の関係が、2に掲げる基準（以下「基準」という。）に該当する場合には、4のとおり取り扱うものとします。

2 基準

三重県建設工事等入札参加資格者名簿に記載された同一人物が代表者を務めている場合。

3 公告への記載

入札公告（建設工事）において、基準に該当しないことを競争参加資格要件として明示します。

4 基準に該当する場合の取り扱い

基準に該当する複数の建設業者が入札に参加した場合は、事前条件審査において競争参加資格要件を満たさないものとして取り扱うものとします。

5 その他

資本関係又は人的関係にある者の同一入札への参加制限については、引き続き、検討してまいります。

詳細は「建設業のための広場」を参照してください。

～お問い合わせ先～

三重県県土整備部

建設業課 TEL 059-224-2723 FAX 059-224-3290 Eメール kengyo@pref.mie.lg.jp